

## 愛知県技能評価認定要領

### (目的)

第1 この制度は、事業主又は事業主の団体が行う技能評価を県が認定することによって、実力評価の普及を促進するとともに、技能者の社会的、経済的地位の向上に資することを目的とする。

### (定義)

第2 この要領で「技能評価」とは、事業主又は事業主の団体（以下「事業主等」という。）が、その雇用労働者に対して適正な実力評価をするために、国家技能検定制度等を補完するものとして行う社内技能検定又は共同技能検定をいう。

なお、事業主等がその雇用労働者以外の下請け企業、系列企業等の関連企業の労働者を含めて受検者としても、それが営利を目的としない限り差し支えなく、また、一人親方等の事業主自身を含めて受検者とすることも差し支えないものとする。

### (範囲)

第3 認定の範囲は、県内全産業のうち技能者及び技能的職種に従事している者を対象とした技能評価とする。

### (認定の基準)

第4 認定を受けることのできる技能評価は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 技能評価を実施する事業主等の事業所又は団体の所在地が、愛知県内にあること。
- (2) 技能評価が、労働者の有する職業に必要な技能及び知識について行われるものであること。
- (3) 技能評価を、事業主等が自ら実施するものであること。
- (4) 技能評価が、直接営利を目的としないこと。
- (5) 技能評価が、定期的実施されること。
- (6) 技能評価の実施内容及び実施方法が、適切かつ公平であること。
- (7) 技能評価の評価基準が、適切であること。

### (認定の申請)

第5 認定の申請を受けようとする事業主等は、次の書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 技能評価認定申請書（様式第1号）
- (2) 技能評価実施規程
- (3) 当該年度の技能評価に関する実施計画書
- (4) その他必要な書類

2 前項の技能評価実施規程は、技能評価に関し次の事項を記載したものとする。

- (1) 実施職種、級別区分及び評価を受けることができる要件に関する事項
- (2) 評価方法及び評価要素に関する事項

- (3) 評価の回数、時期及び場所に関する事項
- (4) 評価に当る者の選任に関する事項
- (5) 問題の作成及び合否の判定に関する事項
- (6) 合格した者に対する証明に関する事項
- (7) その他技能評価に関し必要な事項

(認定)

第6 知事は、第5第1項の申請を受理したときは、愛知県技能評価運営会議（以下「運営会議」という。）の意見を聴いて認定の可否を決定する。

2 知事は、前項の可否を判定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(認定の表示)

第7 認定を受けた技能評価を実施する事業主等（以下「認定技能評価実施者」という。）は、認定を受けた技能評価（以下「認定技能評価」という。）については、「愛知県認定技能評価」の表示をすることができる。

(変更の申請等)

第8 認定技能評価実施者は、技能評価実施規程を変更しようとするときは、変更の内容、時期及び理由を記載した認定技能評価変更承認申請書（様式第2号）を提出して、知事の承認を受けなければならない。

2 認定技能評価実施者は、代表者及び事業所又は団体の所在地を変更したときは、遅滞なくその内容を記載した認定技能評価変更届（様式第3号）を知事に届け出なければならない。

3 第8第1項の規定により、認定技能評価変更承認申請書（様式第2号）の提出があったときにおいては、知事が大幅な変更であると認めるときは運営会議の意見を聞いて認定の可否を決定する。

4 知事は、前項の可否を判定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(実施計画書の提出)

第9 認定技能評価実施者は、毎事業年度開始前に、当該年度の認定技能評価に関する実施計画書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(実施計画変更の届出)

第10 認定技能評価実施者は、第9に基づく実施計画書提出後に、当該年度の認定技能評価に関する実施計画を変更しようとするときは実施計画変更届（様式第4号の2）を知事に届け出なければならない。

(実施状況報告書の提出)

第11 認定技能評価実施者は、事業終了後速やかに実施状況報告書（様式第5号の1）を知事に提出しなければならない。

(資料の提出)

第12 認定技能評価実施者は、認定技能評価の実施に関し、知事から必要な資料の提

出を求められたときは、当該資料を提出しなければならない。

(認定技能評価の廃止の届出)

第13 認定技能評価実施者は、認定技能評価を廃止したときは、速やかに廃止の時期及び理由を知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第14 知事は、認定技能評価実施者が、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。

(1) 第4(認定の基準)に掲げる要件を具備しなくなったとき。

(2) 第8第1項(技能評価実施規程の変更の承認)の規定により知事の承認を受けなかったとき。

(3) 第8第2項(代表者等の変更)又は第9から第13まで(実施計画書、実施状況報告書及び資料の提出)の規定により書類の提出を怠ったとき。

2 知事は、前項の処分をしようとするときは、運営会議の意見を聴かなければならないものとする。

(合格証明)

第15 技能評価実施者は、合格した者に交付する合格証書等に、愛知県認定技能評価である旨の証明が必要なときは、速やかに合格証書証明申請書(様式第5号の2)を提出しなければならない。

2 知事は、認定技能評価実施者から、前項に掲げる申請があった場合には、内容を審査し、合格証明を行うものとする。

附 則

この要領は昭和53年6月28日から実施するものとする。

附 則

この要領は平成8年4月1日から実施するものとする。

附 則

この要領は令和元年6月1日から実施するものとする。

附 則

この要領は令和3年1月1日から実施するものとする。

附 則

この要領は令和5年6月27日から実施するものとする。

附 則

この要領は令和6年6月28日から施行し、令和6年4月1日から適用するものとする。